

# 土のうの配布・罹災証明書について

自然災害にあわれた方に対し、清瀬市が行っている対応措置は以下の通りです。被害を受けた方は、市役所にご連絡下さい。なお、対応措置内容により、担当部署が異なります。

**【連絡先】 清瀬市役所 ☎042-492-5111（代表番号）**

## 【土のうの提供】

問合せ先	内容
防災防犯課	土のうを希望される方に、必要個数を提供します。 (原則 10～20 個まで、それ以上は要相談) ※土のうの回収は原則行いません。各自において管理して下さい。

## 【罹災証明書の発行】

問合せ先	内容
防災防犯課	災害により住家が損害を受け、「罹災証明書」が必要な場合は、申請をして下さい。市職員が被害調査に伺い、罹災証明書を発行します。 なお、災害により非住家（柵、塀、雨樋等）が損害を受けた場合は、「被災届出証明書」の発行も行っています。

以下の対応措置を受ける際は「罹災証明書」が必要となりますので、受けたい場合は、「罹災証明書」の発行を受けてから手続きを行って下さい。

各手続き方法の詳細につきましては、各問合せ先までお問い合わせ下さい。

## 【ごみ収集料金の減免】

問合せ先	内容
環境課	被害のあった住宅における産業廃棄物以外の一般家庭ごみについては、柳泉園組合での処分料が減免となる場合があります。詳細はお問い合わせください。

## 【国民健康保険税の減免】

問合せ先	内容
保険年金課国保係	被害を受けた場合、資産・能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、当該年度分の保険税を納付することが困難であると認められる場合に限り、災害を受けた日以後の最初の納期から当該保険税の最終納期までの保険税が減免対象となります。申請は随時できます。

## 【国民年金保険料の減免】

問合せ先	内容
保険年金課年金係	住宅等が2分の1以上の被害を受けた場合、被災された月の前月分から保険料が免除される場合があります。申請は随時できます。

## 【後期高齢者医療保険料の減免】

問合せ先	内容
保険年金課 高齢者保険係	床上浸水などの被害にあわれた場合、保険料が減免される場合があります。この場合、納期限の7日前までに申請が必要です。

## 【介護保険料の減免】

問合せ先	内容
介護保険課 管理係	床上浸水などの被害を受けた場合、納期が過ぎていない保険料が減免される場合があります。この場合、普通徴収の方は納期限の7日前までに、特別徴収の方は納期限の前々月の15日までに申請が必要です。

## 【介護サービス利用者負担の減免】

問合せ先	内容
介護保険課 介護サービス係	被害を受けた場合、介護サービス利用者負担が減免される場合があります。申請は介護サービスを利用される前に行う必要があります。

## 【市税の減免等】

問合せ先	内容
課税課固定資産税係 課税課市民税係 徴収課徴収係	床上浸水などの被害を受けた場合、納期が過ぎていない固定資産税などが減免される場合があります。この場合、納期限までに申請が必要です。 また、市税の納税の猶予制度等もあります。 (固定資産税に関しては固定資産税係、市税に関しては市民税係または徴収課へお問合せ下さい。)

## 【保育料の減免】

問合せ先	内容
子育て支援課 保育・幼稚園係	被害を受けた場合、保育料が減免される場合があります。 この場合、20日までに申請が必要で翌月から減免対象となります。

## 【都税の減免】

問合せ先	内容
立川都税事務所 ☎042-523-3171	台風等で甚大な被害を受けた納税者の方を対象に、納期限が到来していない税金を減免する制度があります。また、納税を猶予する制度もあります。

## 【その他】

問合せ先	内容
清瀬市 社会福祉協議会 ☎042-495-5333	被害を受け、臨時に資金が必要となった場合は、生活福祉資金貸付制度の対象となる場合があります。また、被害を受け、生活でお困りの方はご相談をお受けします。

## 【手続き等における注意事項】

- ① 減免とは、税金や手数料などを減額又は免除をすることです。
- ② 迅速な対応をするにあたり、罹災証明書に記載の情報を関係部署に提供することがあります。
- ③ 減免等の対応措置は、適用基準が設けられているため、申請をして必ず受けられるとは限りませんので、あらかじめご了承下さい。